

## 旭川市高年齢者就業機会提供団体認定事務に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定する高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターに準ずる者（以下「旭川市高年齢者就業機会提供団体」という。）についての認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (認定対象者)

第2条 旭川市高年齢者就業機会提供団体として認定の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 定款、寄附行為、会則等に、法第2条第1項に規定する高年齢者（以下「高年齢者」という。）についての福祉増進に資する内容を明記していること。
- (2) 旭川市内に事業所を置き、旭川市の物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、市税の滞納がないこと。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
  - ア 団体に属する者のうち、55歳以上の高年齢者の割合が90%以上であること。
  - イ 団体に属する者のうち、旭川市内に居住する者の割合が80%以上であること。
- (4) 高年齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、組織的に提供していること。

### (認定の申請)

第3条 旭川市高年齢者就業機会提供団体として認定を受けようとするときは、旭川市高年齢者就業機会提供団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

### (認定及び審査結果の通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、地方自治法施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を踏まえた上で、認定の可否について審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査結果を、旭川市高年齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書（様式第2号）により、申請後1か月以内に当該申請をしたものに通知するものとする。

### (認定団体の公表)

第5条 市長は、前条の規定により旭川市高年齢者就業機会提供団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）について、認定後速やかに旭川市高年齢者就業機会提供団体名簿（様式第3号）に登載し、公表するものとする。

(認定の期間)

第6条 認定団体の認定の期間は、旭川市の物品購入等競争入札参加資格の有効期間の終期までとする。

(変更)

第7条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに旭川市高年齢者就業機会提供団体変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定団体の名称、所在地、代表者又は電話番号及びFAX番号の変更があったとき。
- (2) 第2条第1項各号に掲げる内容に変更があったとき。ただし、同条第1項第3号を除く。

(状況報告)

第8条 認定団体は、市長が別に定める期日までに、旭川市高年齢者就業機会提供団体状況報告書（様式第5号）により、認定日の属する年度を除き、毎年6月1日現在の団体に属する者の人数等の状況を報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第4条の認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、旭川市高年齢者就業機会提供団体認定取消通知書（様式第6号）により当該認定団体に通知するものとする。

(実地調査)

第10条 市長は制度の運用の適正を期するため必要があると認めたときは、認定団体に対して、申請書等に記載された事業従事者等の内容について、実地調査を行うことがある。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。